

# 消費税引き上げ経過措置

## 9月までに契約で5%

### 注文住宅、雑誌など対象

消費税率適用の経過措置

	～2013年 9月末	～14年 3月末	14年 4月1日～
	5%		8%
新築の注文住宅、内外装のリフォーム	契約完了	5%	
雑誌など	年間購読など長期契約	支払い完了	5%
チケット(映画や演劇など)	購入完了		5%
電気・ガス料金	5%		請求が増税日をまたぐ場合、その1か月分は5%

財務省は9日までに、2014年4月の消費税率8%への引き上げに伴う経過措置をまとめた。新築の注文住宅や雑誌の定期購読などは、13年9月までに契約が完了していれば、増税後に商品などを受け取る際も税率5%を適用。映画や演劇などのチケット、電車の乗車券も、14年4月以降に使用する分であっても3月末までに購入が完了していれば、税率5%とする。

消費税は商品を受け取る時に課税されるのが原則。住宅なども14年4月1日から消費税率が8%に上がる予定だが、注文建築の戸建て住宅の場合、請負契約から引き渡しまで一定の時間がかかることから、13年9月末までの契約なら増税前の税率を適用する。内外装のリフォームも同様の扱いとする。建売住宅や分譲マン

ションは原則、経過措置の対象外で、13年9月末までに購入契約を結んでも、引き渡しは14年4月1日以降の場合、税率8%となる。ただし、内外装を一部変えるなどの注文工事を伴う場合は5%とする特例を設ける。

雑誌の年間購読などは、13年9月末までに契約し、代金を14年3月末までに支払っている場合は、14年4月以降に発行・販売する書籍でも税率5%とする。電気・ガス代は、請求が増税日の4月1日をもたぐ場合、その1か月分は5%となる。

北海道新聞3月10日掲載